

公の施設の管理を行わせる指定管理者からの暴力団排除のため
の連絡協調体制に関する合意書

市川市長（以下「甲」という。）と千葉県市川警察署長及び千葉県行徳警察署長（以下「乙」という。）は、公の施設の管理を行わせる指定管理者からの暴力団及び暴力団関係者の排除を徹底するため、相互の連絡協調体制について、次のとおり合意する。

（定義）

第1条 この合意書において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公の施設 市川市の管理する地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設をいう。
- (2) 指定管理者 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。
- (3) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (4) 暴力団関係者 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員その他これに準ずる者をいう。
- (5) 法人等 法人その他の団体をいう。
- (6) 役員等 法人の非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者又はその他の団体の代表者及び経営に事実上参加している者をいう。

（照会等）

第2条 甲は、市川市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年市川市条例第2号。以下「指定管理者条例」という。）第3条の規定による指定管理者の指定の申請を行った法人等又は役員等

が次の各号に掲げる事由（以下「暴力団排除措置事由」という。）のいずれかに該当する疑いがあると認めるときは、指定管理者からの暴力団排除に関する照会書（様式第1号）により、法人等又は役員等が暴力団排除措置事由に該当するか否かについて、乙に照会することができる。

- (1) 法人等が、暴力団又はその利益となる行動を行う団体であること。
- (2) 役員等が、暴力団関係者であること。
- (3) 暴力団関係者が、法人等の経営に事実上参加していること。
- (4) 法人等又は役員等が、自己、自己が役員等となっている法人等若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用していること。
- (5) 法人等又は役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して金品その他財産上の利益又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していること。
- (6) 法人等又は役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (7) 役員等が、暴力団関係者であることを知りながら、その者を不当に利用していること。

2 甲は、現に公の施設の管理を行わせている指定管理者について、暴力団排除措置事由のいずれかに該当する疑いが生じたときは、指定管理者からの暴力団排除に関する照会書により乙に照会することができる。

3 乙は、前2項の規定による照会を受けたときは、当該疑いに係る事実を調査し、指定管理者からの暴力団排除に関する回答書（通知書）（様式第2号）により、甲に通知するものとする。

（情報交換）

第3条 甲は、指定管理者条例第5条第1項の規定による指定管理者の指定をしたときは、当該指定に係る法人等及び役員等の情報を指定管理者からの暴力団排除に関する情報通知書（様式第3号）により、速やかに、

乙に通知するものとする。

- 2 乙は、現に公の施設の管理を行っている指定管理者について、暴力団排除措置事由のいずれかに該当すると認めるときは、指定管理者からの暴力団排除に関する回答書（通知書）により、速やかに、甲に通知するものとする。

（協力の要請）

第4条 甲は、第2条第3項又は前条第2項の規定による通知により、当該通知に係る法人等又は役員等が、暴力団排除措置事由に該当することが判明したときは、当該法人等について指定管理者条例第4条第1項の規定による指定管理者の選定をせず、又は地方自治法第244条の2第11項の規定による指定管理者の指定を取り消す等、必要な措置を講ずるものとし、その際に暴力団又は暴力団関係者から妨害又は不当な要求等が行われることが予想されるときその他甲が特に必要と認めるときは、乙に対し必要な協力を要請することができる。

- 2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、速やかに、必要な協力をするものとする。

- 3 乙は、甲が第1項の措置を行ったことにより、当該措置についての不服申立て等の紛争が生じたときは、第2条第3項又は前条第2項の規定による通知の内容について立証責任を負うとともに、甲に対し協力をするものとする。

（個人情報 の 適正 管理 等）

第5条 甲及び乙は、この合意書に基づき相互に提供を受けた個人情報等を法令等に基づき適正に管理するとともに、公の施設の管理を行わせる指定管理者からの暴力団排除の目的以外の目的に使用しないものとする。

（協議等）

第6条 甲及び乙は、この合意書に基づく事務を円滑に実施するため、必

要に応じて協議を行い、相互に緊密な連携を図るものとする。

- 2 この合意書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この合意の内容について、甲及び乙が相互に確認したことを証するため、本書を3通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持するものとする。

平成23年8月1日

甲 市 川 市 長 **大久保 博**

千葉県市川警察署長 **小森 光雄**

乙

千葉県行徳警察署長 **市川 元澄**

様式第2号（第2条及び第3条関係）

		年 月 日	整理番号		
指定管理者からの暴力団排除に関する回答書（通知書）					
指定管理者 応募法人等 又は 指定管理者	商号又は名称				
	所在地				
	役員等	役 職	氏 名	生 年 月 日	
				. .	
				. .	
				. .	
				. .	
				. .	
				. .	
管理対象施設名					
照 会 事 項	<p>上記法人等又は役員等は、</p> <p>1 次の暴力団排除措置事由のいずれにも該当しない</p> <p>2 次の暴力団排除措置事由のうち（ ）に該当する</p> <p>【指定管理者に係る暴力団排除措置事由】</p> <p>(1) 法人等が、暴力団又はその利益となる行動を行う団体であること。</p> <p>(2) 役員等が、暴力団関係者であること。</p> <p>(3) 暴力団関係者が、法人等の経営に事実上参加していること。</p> <p>(4) 法人等又は役員等が、自己、自己が役員等となっている法人等若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用していること。</p> <p>(5) 法人等又は役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して金品その他財産上の利益又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していること。</p> <p>(6) 法人等又は役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していること。</p> <p>(7) 役員等が、暴力団関係者であることを知りながら、その者を不当に利用していること。</p>				
備 考					
<p>上記のとおり回答（通知）します。</p> <p>市川市長</p> <p style="text-align: right;">千葉県 警察署長</p>					

